

各 位

会 社 名 株式会社アルテ サロン ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 目 黒 泉
(コード番号:2406)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 坂 口 満 春
電 話 045-663-6123 (代表)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

本改定は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づいて変更するものです。

記

当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）は、すべてのステイクホルダーからの信頼を得て企業価値向上を実現するために、「コンプライアンスの確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」及び「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制(内部統制システム)を構築・整備し、運用する。

本方針は、会社法第 362 条第 4 項「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、グループ全体として内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本を定める。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款に適合するとともに、健全かつ適正に意思決定を行い、職務を執行するため、「アルテグループ企業行動憲章」及び「アルテグループ行動規範」を制定する。
 - ② 当社グループは、「アルテグループコンプライアンス規程」の定めに基づき、グループコンプライアンス委員会を設置し、当該委員長はグループ全体のコンプライアンスの重要事項について、取締役会及び監査役会へ迅速かつ適正に報告する体制を構築する。
 - ③ 当社グループは、「アルテグループ・ヘルプライン（内部通報窓口）」を設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。
 - ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を行い、グループ全体の法令遵守体制を確立する。
 - ⑤ 内部監査部門として、社長直属の組織である内部監査室を当社内に設置し、当社グループにおける法令及び社内規程等への準拠性、管理の妥当性、有効性の検証を目的とした内部監査を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に関わる重要文書を「文書管理規程」に則り、適切に管理する。
 - ② 取締役・監査役及び内部監査室は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。
 - ③ 当社グループは、「アルテグループ情報セキュリティ規程」に情報セキュリティに関する行動規範を定め、情報セキュリティ委員会を設置する。
 - ④ 情報セキュリティ委員会は、情報に対する適切な管理を重要な経営課題として認識し、情報セキュリティを確保する体制を構築する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 理美容業及び理美容フランチャイズチェーンの経営等を行っている当社グループは「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とする。
- ② 業務執行に係る総合的なリスク管理(ERM)を目的として、「アルテグループリスク管理運用規程」を制定する。
- ③ リスク管理委員長、委員及び当社子会社のリスク対策責任者で構成するリスク管理委員会を設置する。
- ④ リスク管理委員会は、「アルテグループリスク管理運用規程」に定める方針に基づき、リスクの予防と低減のための活動及び危機発生に備えた体制の中核的な役割を担う。
- ⑤ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに立ち上げ、危機への対応とその速やかな收拾に向けた活動を行う(危機管理とクライシス・コミュニケーション)。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役会を、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。経営上重要な事項については、事前にと取締役が審議し、その審議を経て取締役会で決議を行う。
- ② 当社グループの取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実施し、業務執行の責任を負う。
- ③ 当社グループの組織及び職務分掌については、「役員服務規程」に定め、各職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体としての内部統制システムの構築を図るため、内部統制システムに関する基本方針として「業務の適正を確保するための体制」を定め、当社が必要と判断する当社子会社全てにおいて、これを当該取締役会で決議する。
- ② 当社に当社子会社の内部統制の諸施策に関する担当組織を設け、当社と当社子会社間での協議、情報共有、指示及び伝達等が効率的に行われる体制整備を行う。
- ③ 「アルテグループコンプライアンス規程」に基づき、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。
- ④ また、当社グループの取締役及び使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与える恐れのある事象を発見したときは、通常の報告経路を有効に用い、迅速かつ正確に情報伝達する義務を有する。さらに、通常の報告経路が機能しない場合は、それとは独立した別の伝達経路「アルテグループ・ヘルプライン」等を用いて、情報伝達する義務を有する。
- ⑤ グループのリスクについては、当社のリスク管理委員会が統括し、グループ全体でリスクの予防、発見、対策及び立案等の管理に努める。当社子会社は、重大な危機が発生した場合には、直ちにリスク担当責任者を通じて、リスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社と連携しながら、当社子会社は独自の危機管理体制についても整備を進める。
- ⑥ 当社の取締役及び当社子会社の社長を構成員とするグループ経営会議において、グループ全体の経営に関わる方針の協議を行うほか、経営情報の共有化等を図る。
- ⑦ 当社及び当社子会社の監査役は、緊密に情報・意見を交換し、グループ全体の監査役監査の充実・強化を図る。
- ⑧ 当社は、「関係会社管理規程」に基づいて当社子会社の業務の主管部署を定め、当社子会社を管理する体制とする。また当社子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合には、必要・目的に応じ専門性を有する使用人に、これを専任あるいは兼務させる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項
監査役が自らの職務を、専任あるいは兼務にて補助させる場合、使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、監査役会の同意を必要とすることとし、取締役からの独立性を確保する。
当該使用人は監査役の指揮命令に従うこととし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
8. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役は以下に定める事項を監査役に報告する義務を有する。
- ① 会社の意思決定に関する重要事項
 - ② 当社またはアルテグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
 - ④ コンプライアンス及び総合的リスク管理(ERM)に関する重要事項
 - ⑤ 上記の他、監査役の職務遂行上必要があると判断した事項
 - ⑥ 内部監査の監査計画及び監査結果
- なお、当社及び当社子会社の使用人は②、③、④、⑤に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができる。
9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き速やかに処理を行う。
11. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
監査役に対して以下の事項を行う権限を確保する。
- ① 当社グループの各取締役及び重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
 - ② 当社グループの取締役、外部監査人との定期的な会合
 - ③ 内部監査室との連携
 - ④ グループ会社の調査等の実施
 - ⑤ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携
12. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するため「アルテグループ行動規範」、「アルテグループ反社会的勢力等への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力・関係遮断マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。